

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、さいたま市森田博ほか二十人からのさいたま中央土地改良区設立の認可申請を令和二年十月二十七日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年十一月二日から令和二年十二月二日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所